平成２７年（フ）第３４８号
兵庫県尼崎市水堂町３丁目１番17―205号
債務者　中馬　一貴
1　決定年月日時　平成27年７月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月25日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第３８７号
兵庫県西宮市本町10番14―302号、前住所兵庫県西宮市上甲子園５丁目５番８号
債務者　寺下　清也
1　決定年月日時　平成27年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月25日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第３９８号
兵庫県尼崎市東園田町９丁目６番地の６　エレガンス101号、前住所兵庫県尼崎市七松町１丁目１番１―406号
債務者　大牟田一正
1　決定年月日時　平成27年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月25日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第６５号
北海道苫小牧市住吉町２丁目３番６―106号
債務者　松崎　純子（旧姓南部）
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２７年（フ）第７号
栃木県真岡市久下田1382番地市営住宅さくら団地Ｂ棟１号
債務者　カーリペア渡辺こと　渡辺　浩志
1　決定年月日時　平成27年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２７年（フ）第５４号
群馬県桐生市新里町新川3455番地29　斉藤荘新７号
債務者　五十子清美
1　決定年月日時　平成27年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２７年（フ）第１４４号
長野県木曽郡木曽町福島6229番地２　福島団地２棟405号
債務者　古牧　利宣
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第４３号
三重県名張市桔梗が丘５番町10街区２番地48、前住所三重県名張市桔梗が丘４番町５街区69番地
債務者　谷奥裕美子
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２７年（フ）第３２８号
兵庫県西宮市甲子園口５丁目５番５―307号
債務者　板持　和幸
1　決定年月日時　平成27年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第３３０号
兵庫県尼崎市南武庫之荘５丁目18番10号　ニューエクセル武庫之荘303号、前住所兵庫県尼崎市大庄中通１丁目３番地の４　オーエムビル２Ｆ
債務者　宮邉　岳彦
1　決定年月日時　平成27年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第３５７号
兵庫県西宮市高須町２丁目１番31―433号
債務者　**徳**田　博幸
1　決定年月日時　平成27年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第３６７号
兵庫県芦屋市東山町18番12―101号、前住所兵庫県西宮市菊谷町12番48―201号
債務者　増田　　薫
1　決定年月日時　平成27年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第１３２号
愛媛県松山市久保田町183番地８
債務者　池田　宗彦
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２７号
愛媛県今治市郷六ヶ内町３丁目１番36号　青井ハイツ103号、前住所愛媛県今治市別宮町７丁目３番10号
債務者　坂本　まり（旧姓上岡）
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２７年（フ）第３４号
愛媛県北宇和郡鬼北町大字清水330番地
債務者　氏本　浩文
1　決定年月日時　平成27年７月28日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２７年（フ）第３５２号
北九州市八幡西区上上津役３丁目６番５―207号
債務者　原田真一郎
1　決定年月日時　平成27年７月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第１８３号
宮崎市吉村町中無田甲504番地３　サルヴァトーレ吉村２―231号
債務者　黒木　　綾
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
宮崎地方裁判所破産係